

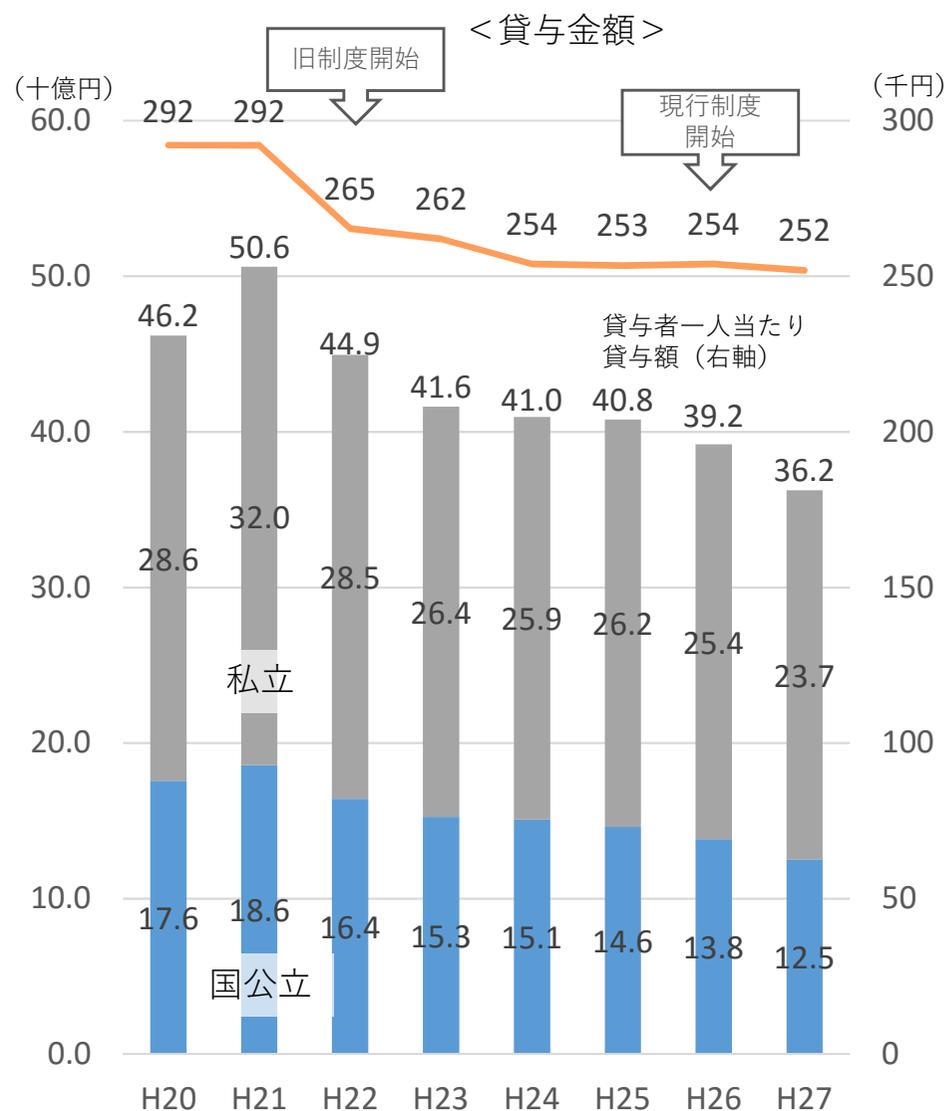
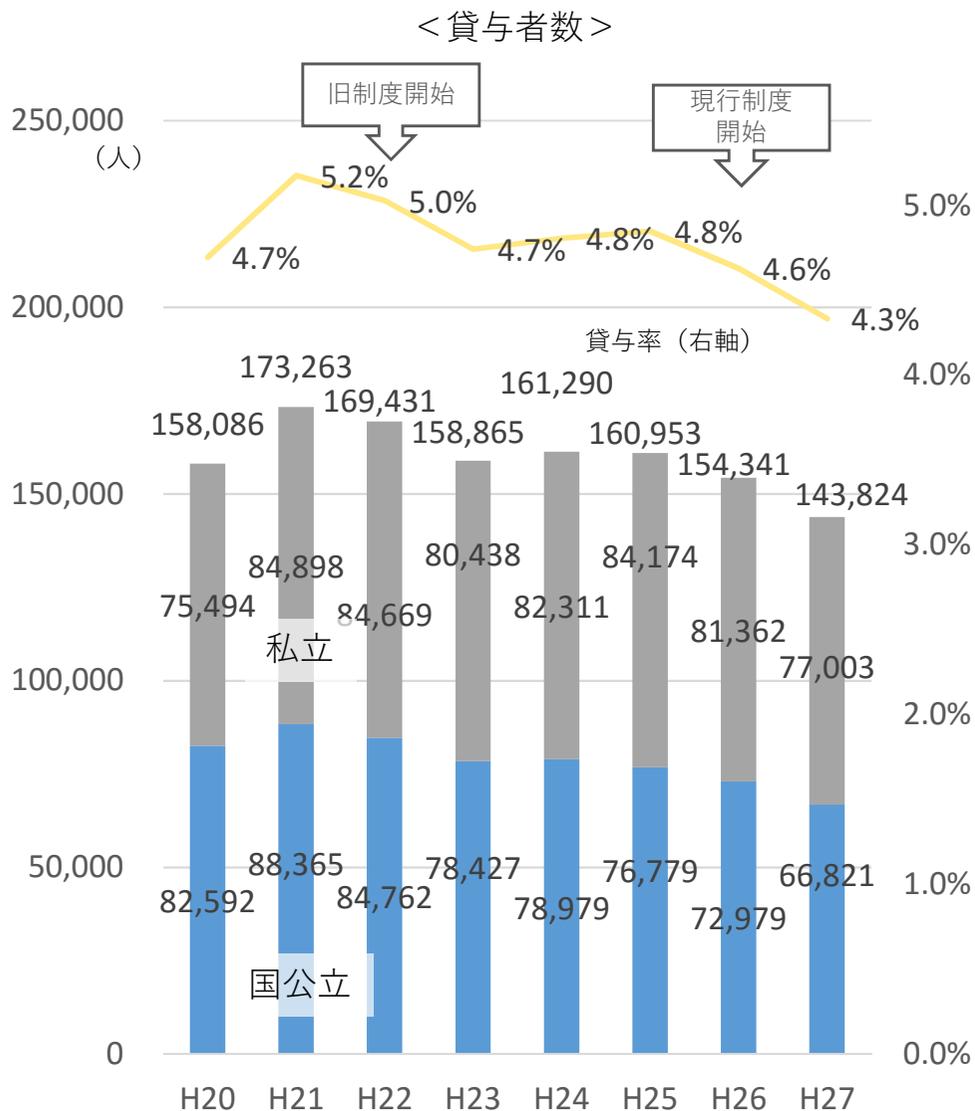
高校生等への修学支援に関する参考資料（3）

平成 2 9 年 7 月

都道府県の実施する貸与型奨学金事業の状況

第1回資料（再掲）

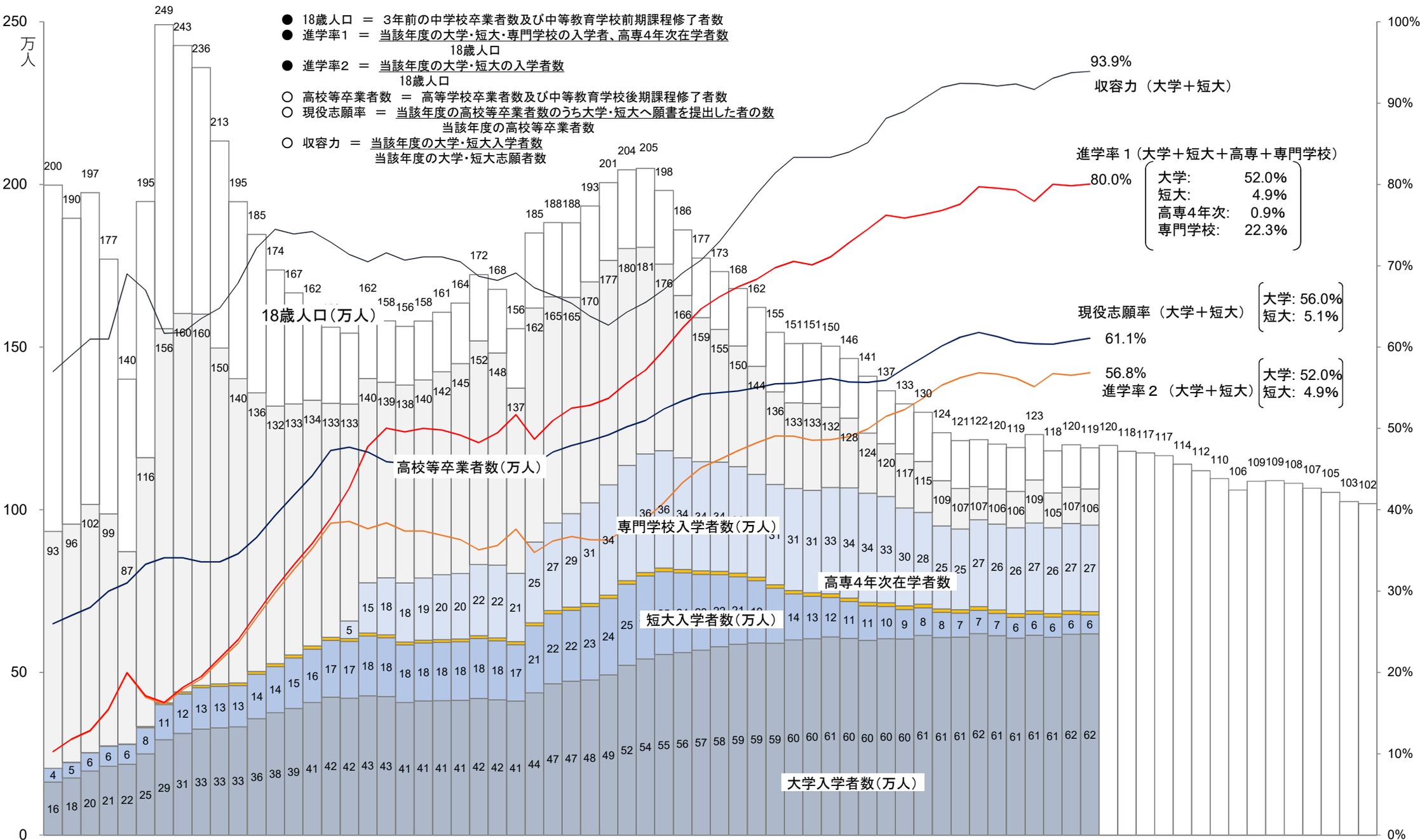
○ 都道府県の実施する貸与型奨学金事業の貸与実績は、平成21年度に比べて減少。
 貸与者数：17.3万人（H21）→14.4万人（H27） 2.9万人減（対H21年度比17%減）
 貸与金額：506億円（H21）→362億円（H27） 144億円減（対H21年度比28%減）



※貸与率は、高等学校（本科・専攻科・別科）に対する貸与者の割合。

文部科学省調べを基に作成

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

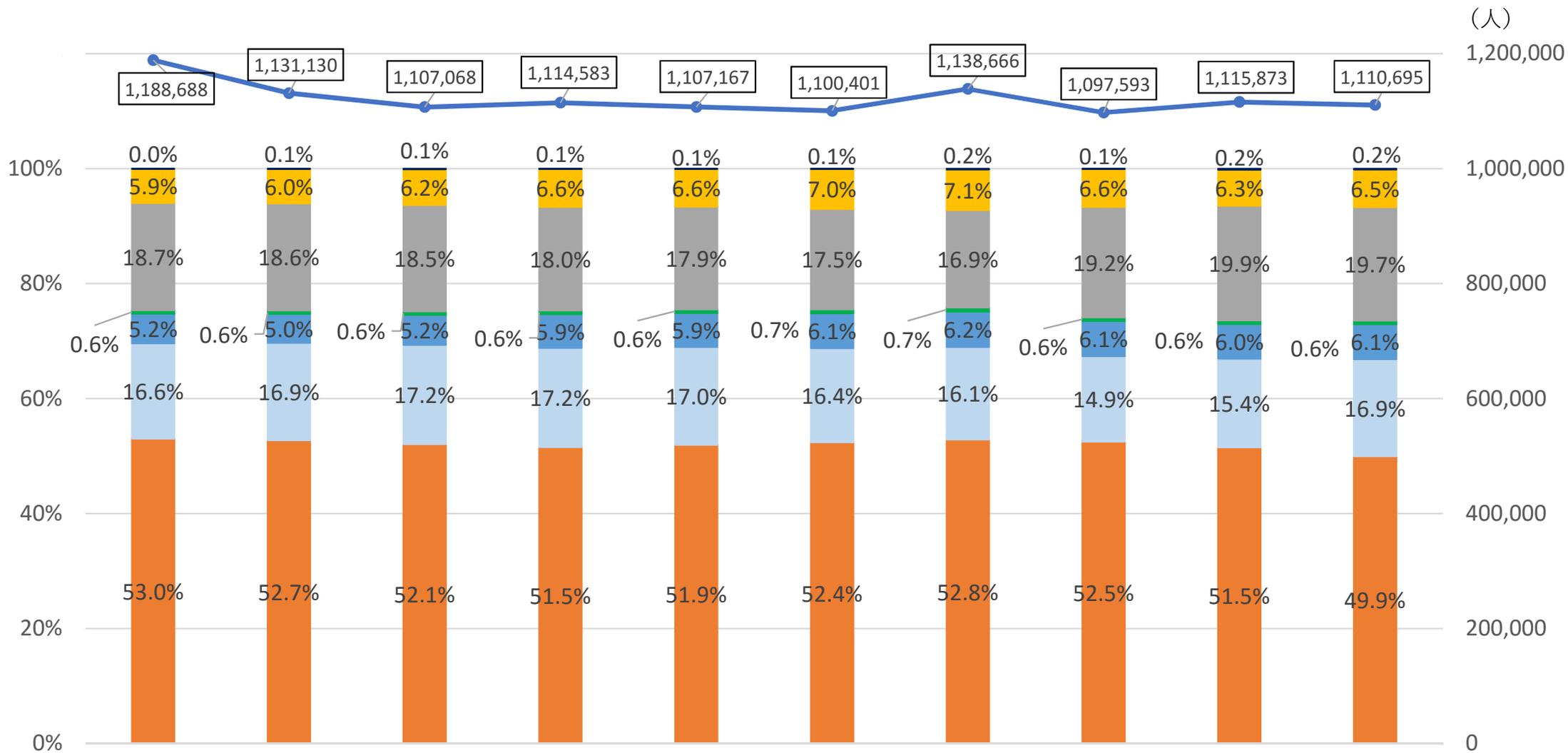


35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43

出典: 文部科学省「学校基本統計」、平成41年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成

※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

高等学校卒業後の進路（全日制・定時制・通信制）



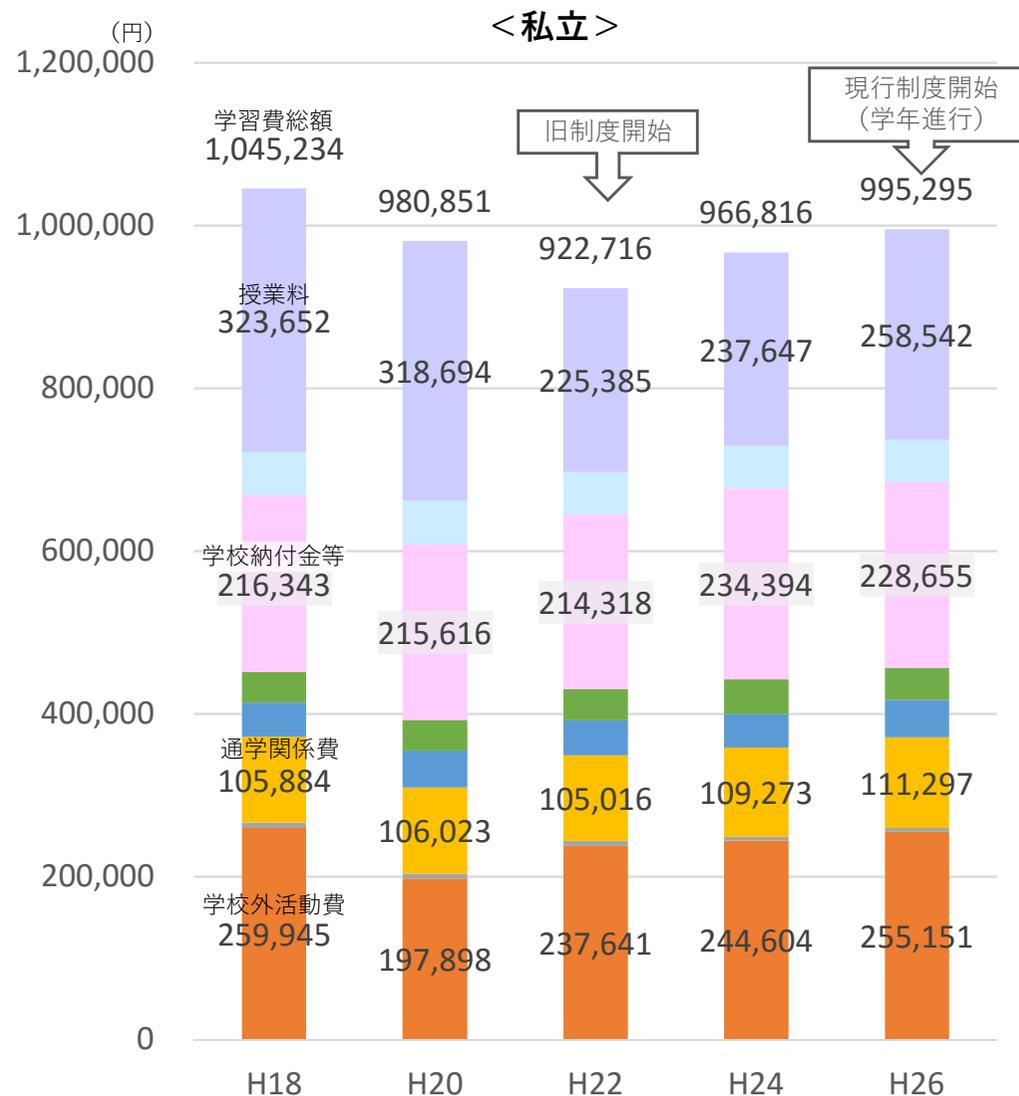
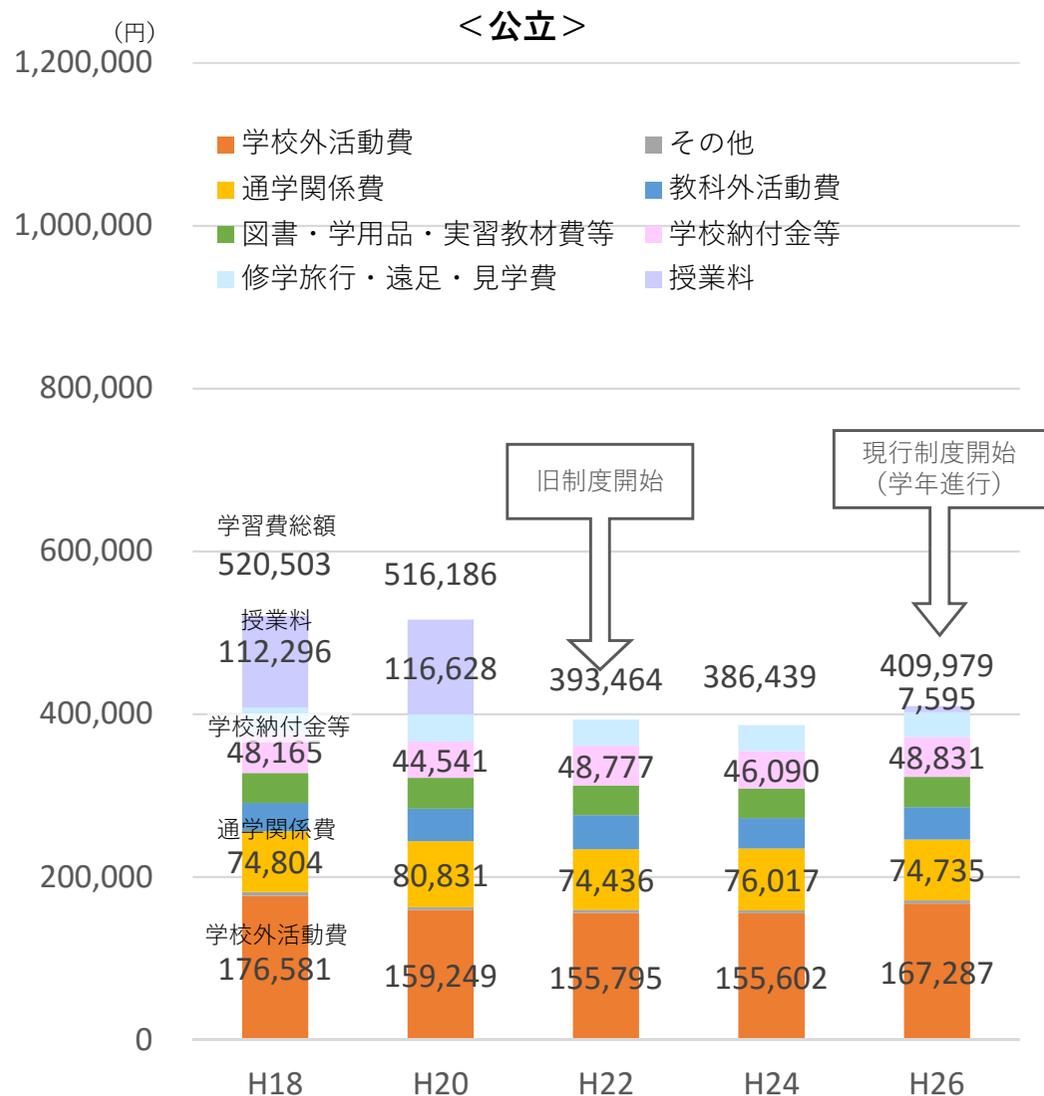
平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

- 大学等進学者
- 専修学校（専門課程）進学者
- 専修学校（一般課程）等入学者
- 公共職業能力開発施設等入学者
- 就職者
- 左記以外の者
- 不詳・死亡の者
- 計（卒業者数）

学習費の推移（高等学校(全日制)）

第2回資料（再掲）

○ 旧制度が開始されたH22年度に比べ、学校外活動費が増加。
 公立：約15万6千円（H22）→約16万7千円（H26）【+1万1千円，7.4%増】
 私立：約23万8千円（H22）→約25万5千円（H26）【+1万7千円，7.4%増】



※ 「子どもの学習費調査」における「授業料」は、保護者が実際に支出した額であり、学校設置者が代理受領し、授業料と相殺する高等学校等就学支援金の額は含んでいない。

各都道府県における高等学校等就学支援金の確実な申請のための工夫

第2回資料（再掲）

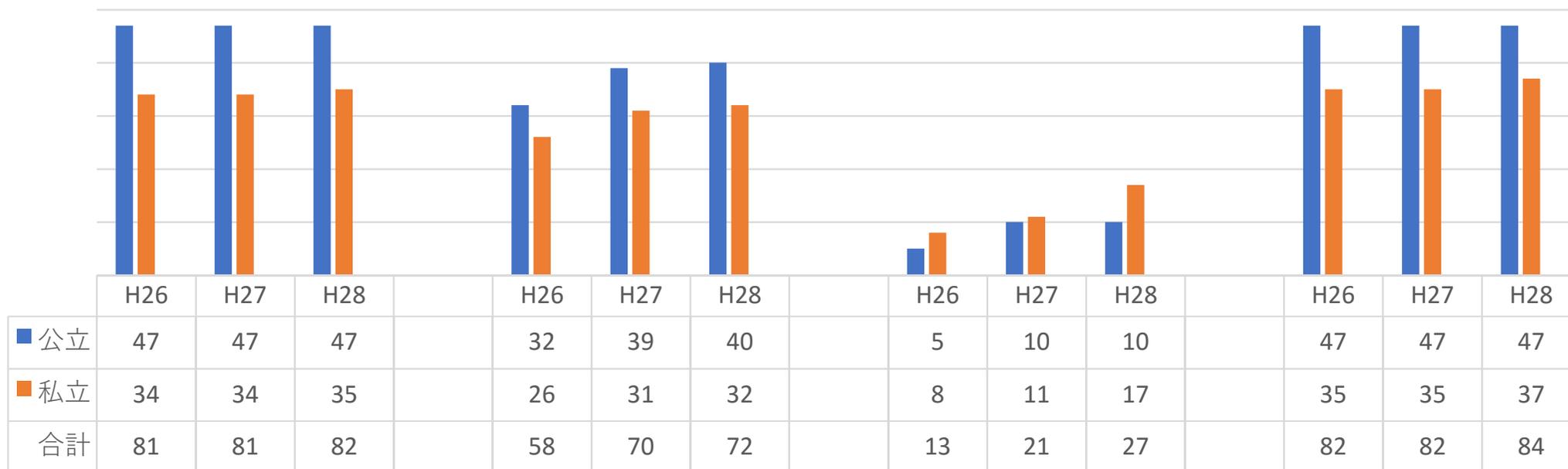
- 各都道府県において、高等学校等就学支援金の確実な申請を促すため、
 - ・ 生徒全員の意思確認（94支給者のうち、82の支給者で実施）
 - ・ 未提出の生徒への確認（94支給者のうち、72の支給者で実施）
 といった取組がされている。

① 生徒全員に意思を確認するために、支給対象外の生徒からも申請をしない旨の書類などを提出してもらう

② 未提出の生徒に対しては、提出を忘れていないか確認のための連絡をとる

③ 生活保護世帯等の特に支援が必要な世帯について、未提出の者がいないか確認する

①～③いずれか実施



※「公立」は公立高等学校に高等学校等就学支援金を支給する各都道府県教育委員会、「私立」は私立高等学校等に高等学校等就学支援金を支給する各都道府県知事部局におけるそれぞれの担当部署からの回答を集計した数。

文部科学省「新・高等学校等就学支援金制度に関する調査」を基に作成

【参考】課税額以外の所得基準を用いている例(児童手当)

平成29年度における児童手当制度について

《年金特別会計子ども・子育て支援勘定(内閣府・厚生労働省共管)》

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する				
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) ・960万円未満		
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円 ・第3子以降 :15,000円 ○中学生 一律10,000円 ○所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等		
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)		
費用負担	○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(2.3/1000)を乗じて得た額。				
		被用者	非被用者	公務員	
	0歳～3歳未満	特例給付	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
		児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	
	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3		
財源内訳 (29年度予算)	[給付総額] 2兆1,985億円 (2兆2,216億円) ※()内は28年度予算額	(内訳) 国負担分 : 1兆2,175億円 (1兆2,320億円) 地方負担分 : 6,087億円 (6,160億円) 事業主負担分 : 1,832億円 (1,835億円) 公務員分 : 1,891億円 (1,902億円)			
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)				

※子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている。特例給付の在り方についても、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。

児童手当 所得制限限度額表

(単位：万円)

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

- (注1) 収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額（実際の適用は所得額で行い、収入額は用いない）。
- (注2) 扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。
- (注3) 平成24年6月1日より適用。
- (注4) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- (注5) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

出典：内閣府ホームページ

注：所得額の算出にあたっては、8万円の一律控除のほか、市町村民税について雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除を受けた者については、その額が控除される。

【参考】課税額以外の所得基準を用いている例((独)日本学生支援機構の奨学金)

日本学生支援機構の「貸与型奨学金」のご案内

日本の大学生の2.6人に1人が利用している国の奨学金制度です

日本学生支援機構の貸与型奨学金は、自分で借りて卒業後に自分で返していく奨学金です。

学力基準と家計基準

貸与型奨学金には「第一種奨学金」と「第二種奨学金」の2種類があり、それぞれの採用に基準があります。



第一種奨学金 無利息	
学力基準	家計基準の目安【4人世帯の場合】
申込み時までの高等学校等の成績が5段階評価で平均3.5以上	前年1年間の家計収入が747万円以下
住民税非課税の世帯の生徒については、この学力基準に満たなくても、勉学意欲があれば申込みできます。	

第二種奨学金 利息付き	
・在学中は無利息 ・利率固定方式：年0.16%、利率見直し方式：年0.10%（平成28年3月末）	
学力基準	家計基準の目安【4人世帯の場合】
次のいずれかに該当すること ① 申込み時までの高等学校等の成績が学校の平均水準以上であること ② 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること ③ 学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること	前年1年間の家計収入が1,100万円以下

※ 詳しくは、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

申込時期 「予約採用」と「在学採用」があります

予約採用	在学採用
高校3年生の4月以降に、在学する高校で申し込む【申込み先】在学する高校の先生 ※ 予約採用は、進学先が未定でも申込みができ、進学後の奨学金を予約できて安心です。	進学後に、進学先の学校で申し込む【申込み先】進学先の学校の奨学金窓口

貸与月額 毎月、本人の口座に振込まれます

第一種奨学金（無利息）	大学	短大・専修学校（専門）・高专	第二種奨学金（利息付き）	
国公立	自宅	45,000円	45,000円	3万、5万、8万、10万、12万円から選択 ※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可 ※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可
	自宅外	51,000円	51,000円	
私立	自宅	54,000円	53,000円	
	自宅外	64,000円	60,000円	
上記の金額か、3万円のいずれかを選択				

※ 「入学時特別増額貸与奨学金（利息付き）」（10万、20万、30万、40万、50万円から選択）があります。「国の教育ローン」が借りられなかった世帯が対象になります。

いくら借りたらいくら返すのかシミュレーションできるよ

奨学金貸与・返還シミュレーション
(JAASSOホームページ)
<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

返還シミュレーション 検索

奨学金の返還について 困った時の救済制度があります

返還は卒業後7ヶ月目から始まり、毎月、口座から引落とされます。病気・災害・経済困難などで返還が難しくなった時には、救済制度があります。願い出が必要なので、返還に困ったら返還相談センターに相談しましょう。

返還に困ったら、すぐに相談!

減額返還制度

- ・ 月々返還する金額を1/2に減らすことができます。
- ・ その分の返還期間は2倍になりますが、返還予定総額は変わりません。

返還期限猶予制度

- ・ 月々の返還を先に延ばすことができます。
- ・ 先に延ばした分、返還終了が先に延びます。返還予定総額は変わりません。



平成29年度採用者から新しい返還方式が選択できます!
(第一種奨学金のみ)

「定額返還方式」または「所得連動返還方式」

平成29年度から、第一種奨学金（無利息）の返還方式として「定額返還方式」が「所得連動返還方式」のいずれかを選べるようになりました。「所得連動返還方式」は、貸与終了後の収入・所得に応じて返還額が変動するため、無理なく奨学金の返還を続けていくことができます。なお、「所得連動返還方式」を選ぶ場合は、機便保証となります。

※ 詳しくは、日本学生支援機構ホームページをご覧ください。



第一種

2.家計基準

家計の基準額は、世帯全員、就学者の有無等によって異なります。家計支持者（父母、父母がいない場合は変わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

なお、家計基準について、住民税（所得割）が非課税であれば、家計基準に合致していることとします。

区分			給与所得者	給与所得以外
3人世帯	国・公立	自宅	662万円	289万円
		自宅外	729万円	336万円
	私立	自宅	729万円	336万円
		自宅外	791万円	383万円
4人世帯	国・公立	自宅	742万円	345万円
		自宅外	800万円	392万円
	私立	自宅	800万円	392万円
		自宅外	847万円	439万円
5人世帯	国・公立	自宅	936万円	528万円
		自宅外	1,030万円	622万円
	私立	自宅	1,030万円	622万円
		自宅外	1,124万円	716万円

給与所得の場合・・・源泉徴収票の支払い金額（税込み）
給与所得以外の場合・・・確定申告等の所得金額（税込み）

収入に関する提出書類

- 給与所得者・・・源泉徴収票のコピー
- 給与所得以外

【確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合】
確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）
※税務署の受付印がないものは、加えて市町村役場発行の「所得証明書」又は「納税証明書」（有料）が必要です。

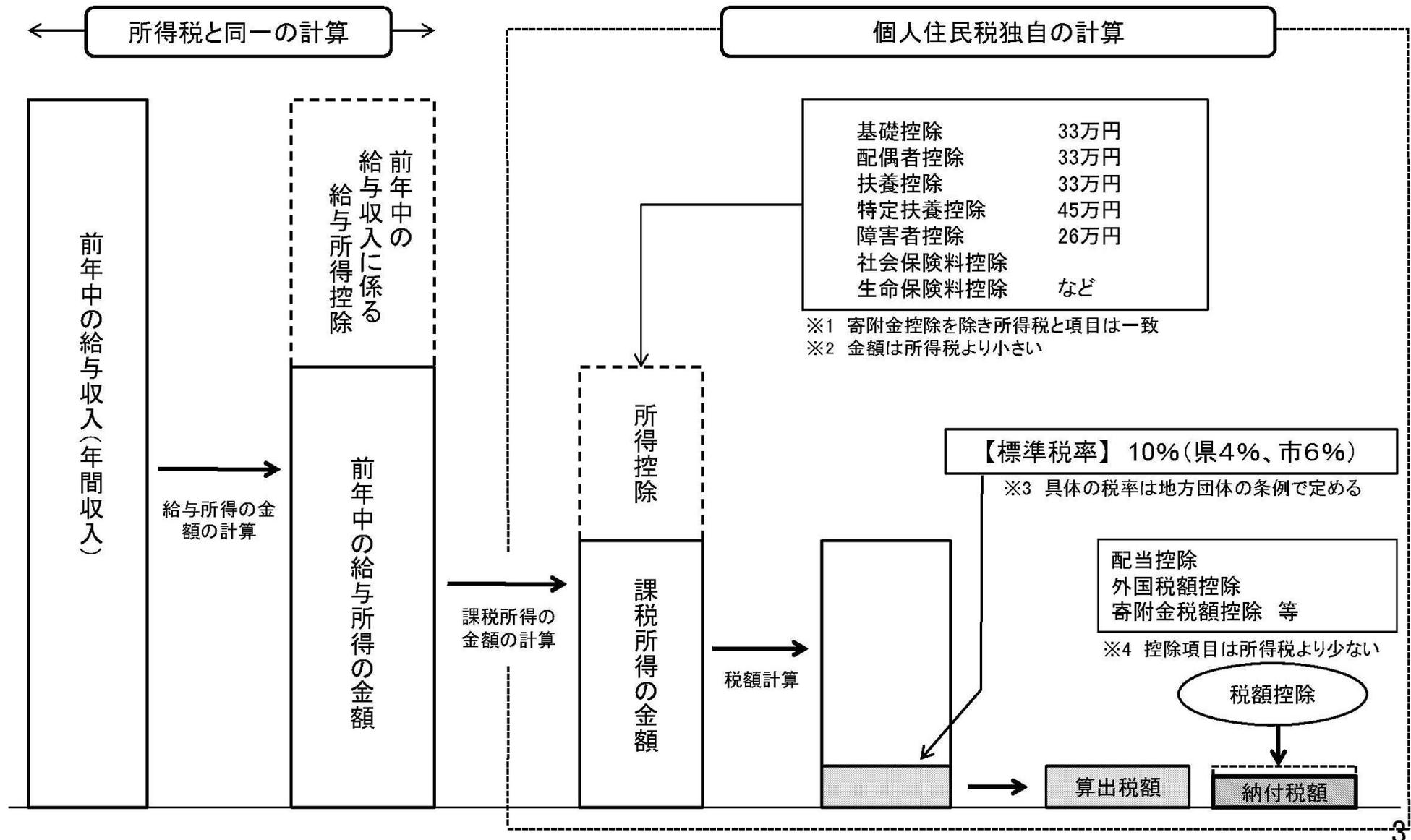
【確定申告を電子申請により行った場合】
申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）

※その他の提出書類については学校の指示にしたがってください。

（注）学力と家計の基準を満たしていても、その年度の予算の範囲内で採用を行うため、採用されないことがあります。

【参考】市町村民税所得割の算出方法

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



高校生等奨学給付金の充実

第1回資料（再掲）

平成29年度予算額：136億円【5億円増】

平成28年度予算額：131億円

施策内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。（国庫負担1/3）

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費 など

- 生活保護受給世帯及び非課税世帯の高校生等に対して給付金を支給。なお、特に家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合には、給付額を増額。



平成29年度予算 概要

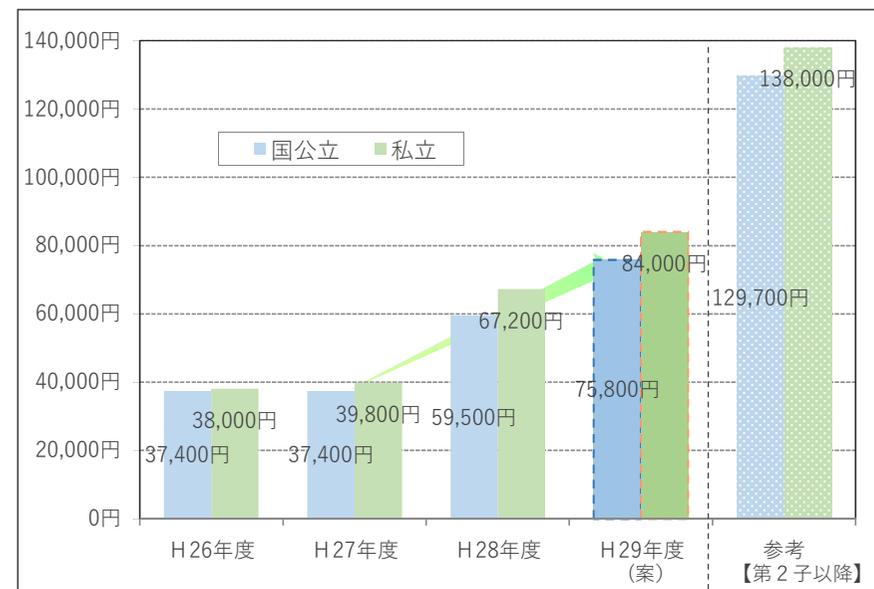
◎高等学校等の生徒数及び申請者数の減少に伴い給付対象(予定)者数が減少【8.6億円減】

給付対象(予定)者数：47.8万人 ⇒ 45万人（▲2.8万人）

◎非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額【13.6億円増】

世帯区分	給付額（年額）			
		国公立	私立	
生活保護受給世帯 全日制・通信制		32,300円	52,600円	
非課税世帯 全日制等（第1子）		59,500円	67,200円	
		↓(+16,300円) 75,800円	↓(+16,800円) 84,000円	
非課税世帯 全日制等（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合		129,700円	138,000円	
非課税世帯 通信制		36,500円	38,100円	

「第1子」の給付額の推移



家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

高校生等奨学給付金（世帯構成パターン図）

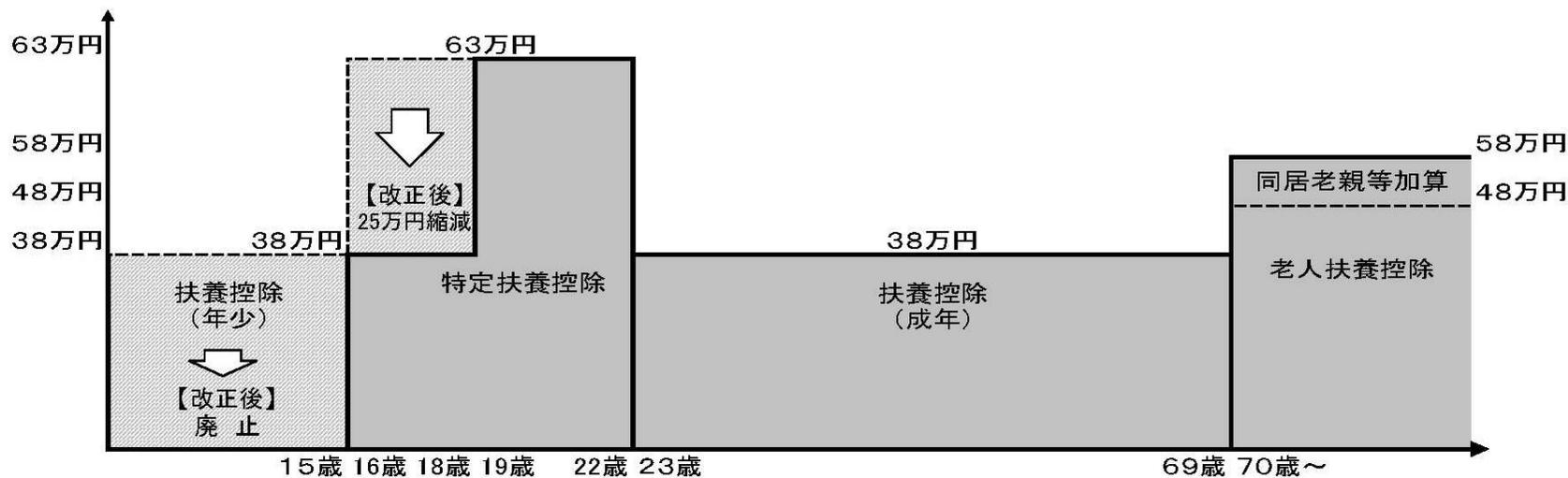
第1回資料（再掲）

	●子ども一人世帯		●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）		
	◎兄弟姉妹がない場合	◎扶養されていない兄弟姉妹がいる場合	◎高校生等が2人いる世帯の場合	◎高校生等以外の子どもがいる場合	
	世帯A	世帯B	世帯C	世帯D	世帯E
高校生	 【全日制等】(第1子) 国公立 75,800円 私立 84,000円	 【全日制等】(第1子) 国公立 75,800円 私立 84,000円	 【全日制等】(第1子) 国公立 75,800円 私立 84,000円 給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 129,700円 私立 138,000円	給付額の増額  【全日制等】(第1子) 国公立 75,800円 私立 84,000円 給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 129,700円 私立 138,000円	
高校生以外		 扶養されていない		 扶養されている	 扶養されている

扶養控除の見直しについて

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止する。
 - 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止する。
- ※ 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)

